

第50回臨時会

下北地域広域行政事務組合議会会議録

平成26年 5月29日

下北地域広域行政事務組合議会

下北地域広域行政事務組合議会第50回臨時会会議録

議事日程

平成26年5月29日（木曜日）午前10時開会・開議

◎ 諸般の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議案一括上程、提案理由の説明

第4 議案審議（質疑、討論、採決）

（1）議案第10号 下北地域広域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例

（2）議案第11号 工事請負契約について

（消防救急デジタル無線整備工事）

（3）議案第12号 財産の取得について

（むつ消防署救助工作車更新）

（4）報告第1号 専決処分した事項の報告について

（工事請負契約の一部変更契約について）

（5）報告第2号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて

（平成25年度下北地域広域行政事務組合一般会計補正予算）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（19人）

1番	横	垣	成	年	2番	村	川	壽	司
3番	東		健	而	5番	富	岡		修
6番	佐	々	木	隆	7番	斉	藤	孝	昭
8番	菊		池	光	9番	白	井	二	郎
10番	傳		法	清	11番	千	代	谷	誠
13番	相		内	祥	14番	平	井	賢	一
15番	菊		池	隆	16番	竹	内		修
17番	田		中	岩	18番	柴	崎	伸	也
19番	沖		津	正	20番	中	村		勉
21番	半		田	義					

欠席議員（2人）

4番	中	村	正	志	12番	二	本	柳	貞	一
----	---	---	---	---	-----	---	---	---	---	---

説明のため出席した者

管 理 者 職務代理者	金	澤	満	春	副 管 理 者	樋	口	秀	視
副 管 理 者	野	坂		充	会 計 管 理 者 出 納 室 長	鹿	内		徹
事 務 局 長	川	西		彰	消 防 長	奥	川	清	次 郎
消 防 本 部 長 次	大	久	嘉	範	事 務 局 次 長	笠	井	哲	哉
総 務 課 長	伊	藤	泰	成	理 事 長 は ま ゆ り 学 園	工	藤	利	樹
廃 棄 物 長 施 設 課	杉	山	浩	一	消 防 本 部 長 総 務 課	櫻	井	以	文
副 理 事 部 長 消 防 本 課	成	田	眞	二	副 理 事 部 長 消 防 本 課	住	吉	光	雄
消 防 本 部 令 長 通 信 課	田	中		誠	む 消 防 署 つ 長	若	山	典	夫
大 消 防 署 畑 長	山	本	義	隆	大 消 防 署 間 長	平	尾	和	大
東 消 防 署 通 長	坂	本	辰	治	む 消 防 署 川 内 署 つ 署 長	菊	池		尚
む 消 防 署 協 野 沢 署 分 署	川	崎	尚	昌	大 消 防 署 風 間 署 畑 署 長	山	田	好	弘

大間
消防署
佐分長

東 出 直 武

事務局職員出席者

總務課
總括主幹
總務課
財政主任係
主査

鍋 谷 和 範
野 坂 ゆ み

總務課
課長補佐

藤 林 和 彦

◎開会及び開議の宣告

午前10時10分 開会・開議

○議長（半田義秋） それでは、ただいまから下北地域広域行政事務組合議会第50回臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は19名で定足数に達しております。

これから本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（半田義秋） 議事に入る前に、諸般の報告を行います。

クールビズ及び行政視察については、お手元に配付してある資料のとおりでありますので、ご閲覧ください。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づく例月出納検査の結果報告がありました。なお、関係書類は事務局に保管してありますので、ご閲覧願います。

以上で諸般の報告を終わります。

本日の会議は議事日程表により議事を進めます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（半田義秋） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第82条の規定により、5番富岡修議員及び14番平井賢一議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（半田義秋） 次は、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（半田義秋） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎日程第3 議案一括上程、提案理由の説明

○議長（半田義秋） 次は、日程第3 議案一括上程、提案理由の説明を行います。

議案第10号から議案第12号まで並びに報告第1号及び報告第2号を一括上程いたします。

金澤職務代理者から提案理由の説明を求めます。職務代理者。

（金澤満春管理者職務代理者登壇）

○管理者職務代理者（金澤満春） ただいま上程されました3議案2報告について、提案理由及び内容の概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

まず、議案第10号 下北地域広域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例についてであります。本案は平成25年8月に京都府で発生した福知山花火大会火災を踏まえ、消防法施行令が一部改正されたことに伴い、屋外での大規模な催しにおいて対象火気器具等を使用する場合の基準を追加するほか、所要の条文整備をするためのものであります。

次に、議案第11号 工事請負契約についてであります。本案は、消防救急デジタル無線整備工事について、工事請負契約を締結するためのものであります。

次に、議案第12号 財産の取得についてであり

ますが、本案は、むつ消防署に配備している救助工作車を更新するためのものであります。

次に、報告第1号についてであります。これは、下北地域広域行政事務組合議会第48回臨時会において御議決いただき施工しておりますはまゆり学園建替建設工事について、工事内容の見直しに伴い、契約金額に変更が生じたので、議会の委任をいただいているところにより、専決処分したものであります。

次に、報告第2号についてであります。これは、平成25年度下北地域広域行政事務組合一般会計補正予算についてでありまして、事業費の確定及び決算見込みにより専決処分したものであります。

以上をもちまして、上程されました3議案2報告について、その大要を申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴いまして、ご質問により詳細ご説明申し上げます。

何とぞ慎重ご審議の上、原案どおり御議決及びご承認賜りますようお願いを申し上げます次第であります。

○議長（半田義秋） これで、提案理由の説明を終わります。

議員の皆様には、前もって議案書が配付されておりますので、議案熟考の時間はあえて設けません。ご了承ください。

◎日程第4 議案審議（質疑、討論、採決）

○議長（半田義秋） 次は、日程第4 議案審議を行います。

◇議案第10号

○議長（半田義秋） まず、議案第10号 下北地域広域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する

条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

1番横垣成年議員。

○1番（横垣成年） 何点か質問させていただきます。

まず、提案理由に福知山花火大会火災を踏まえというのがありましたので、これが大きい原因となって今回のような改正になったかと思うのですが、それ以外の部分もあるかと思しますので、こういう改正というのがなぜ行われたのかというのをもう少し詳しく教えていただければというふうに思います。

それと2点目ですが、追加基準というのが追加されたということですが、管内、この下北広域が管轄している管内では、この追加基準によるとどのような催しが、指定催しというふうな形になるのですが、追加基準ですと、そういう対象となるのかどうかと。また、公示というのはどういう形になるのか、というのをお聞きしたいなど。

3点目ですが、催しの主催者は、もしこういう追加基準が施行されると、これからどのような準備が必要となって、準備が大変で、今までどおりの催しができなくなるのではないかな、というのを私はちょっと心配するものですから、そこも含めて3点よろしくお願ひいたします。

○議長（半田義秋） 消防長。

○消防長（奥川清次郎） 横垣議員の下北地域広域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例についてのご質問の1点目、改正の経緯及びなぜこのような改正が必要になったのかについてお答えいたします。

昨年12月に消防法施行令の一部を改正する政令が公布されたことなどに伴い、本条例の関係する部分においても同様の改正を行うものです。今回の改正は、平成25年8月に京都府福知山市で発生した福知山花火大会の火災を踏まえ、対象となる

例えばガスコンロなどの火気使用器具などの取り扱い、これに関する規定の整備のほかに、屋外における催しの防火管理体制の構築を図るため、大規模な催しを主催するものに対して、一つとして防火担当者の選任、もう一つは火災予防上必要な業務の計画の作成等を義務づけ、さらには罰則も科す条項も設けたというようなこととなっております。

次に、追加基準は、管内でどのような催しが指定催しの対象となるか、また公示はどのような形で行うのかというご質問についてでございますが、まず指定催しの対象についてお答えいたします。

国では、福知山花火大会の事故当時の人出や露店数と同程度の催しを想定しておりまして、もう少し具体的に申し上げますと、1日当たりおおむね10万から11万人以上の人出が予想され、露店数が100店舗を超えるものなどについて指定催しの対象と考えているようでございます。当事務組合におきまして、今後同程度の基準を、これは施行規程等によって細かく定める予定としております。

次に、管内ではどのような催しが指定催しの対象となるかということですが、下北最大の祭り田名部まつりを例に挙げますと、去年のむつ市の統計では、3日間で人出が約9万5,900人となっており、1日当たり的人出としては、国の想定に比べ大分下回っておりますが、指定催しの対象は人出以外にも、例えば火災発生の危険性などの要件もございまして、これらに照らし合わせて、その上での判断になるものと考えております。

次に、条例の公示についてでございますが、公示は地方自治法の規定に基づき、当事務組合の公告式条例にのっとり、改正後の条例について、組合を構成する市町村庁舎の掲示場に掲示するほか、構成市町村の広報紙への掲載、各消防機関で

の閲覧等により地域の皆様への周知を図ってまいりたいと考えております。

ご質問の3点目、催しの主催者はこれからどのような準備が必要になるのか、準備が大変で今までどおり催しができなくなるのではないかについてであります。現時点ではこの条例による特別な準備を必要とする催しはほぼないのではないかと想定しておりますが、新規に企画されるイベント等が指定催しとして指定された場合には、条例の趣旨にのっとった準備が必要となるものと考えております。

以上でございます。

○議長（半田義秋） 1番横垣成年議員。

○1番（横垣成年） ちょっと真ん中あたりの答弁のほうで、施行規程でこれから決めるものもあるというふうな何か表現があったのですが、一応10万人以上とか露店が100店舗が福知山の場合はそうだったということから、そういうことは一応答弁ではあったのですが、それより小さい催しでも、例えば下北広域で施行規程で2万人くらいでもこういう対応をしようというふうなことを決めれば、それはそれで可能となるものかどうか。というのは、なるべくやっぱりこういう事故は防ぎたいなというふうに思いまして、小さいから今までどおりでいいのだというふうな発想ではだめなのではないかなというふうに思いますので、その、例えばこれからこういう10万人とか100店舗というのが追加基準になったけれども、この下北広域では、やはりここら辺はもう少し強く主催者側に要請して準備してもらおうとか、それこそ消防のほうももう少し予防の配置をここら辺強化していきたいとかというふうなものは考えていないものかどうか、そのところもちょっとお聞きしたいなと思います。

○議長（半田義秋） 消防長。

○消防長（奥川清次郎） 先ほど国の考え方として

おおむね10万人から11万人の人出とか、100店舗以上の露天商が出店した場合とかというようなものは示しておりますけれども、その細部、例えば場合によっては議員もおっしゃったとおり、それよりも人数、人出が少なくてもとかというのも当然ございます。それは、例えばその地域地域、催し物をする場所が住宅の密集地であるとか、春先の山林の中でやる場合とか、広い広場を対象にやる場合とか、そういうような細かい条件も全て勘案した結果で指定催しとして指定することとしております。その細かい部分については、先ほどもお話ししましたが、当事務組合の火災予防施行規程の中で触れていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（半田義秋） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（半田義秋） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（半田義秋） ご異議なしと認めます。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◇議案第11号

○議長（半田義秋） 次は、議案第11号 工事請負契約についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

7番 齊藤孝昭議員。

○7番（齊藤孝昭） このたびのデジタル化に伴いまして、業者さんが5社、そのうち4社が辞退、そして1社が、沖電気さんが落札したということになっておりますが、まずはこの4社が辞退した

理由を知っていたらお知らせ願いたいと思います。

そして、5社のうち4社が辞退したということで、競争入札がこれでいいのかというふうな疑問がありますので、法的または規則、条例に基づいて行われたその根拠、間違いがないという根拠をお知らせください。あわせて落札率をお願いしたいと思います。

○議長（半田義秋） 消防長。

○消防長（奥川清次郎） 4社の辞退理由ということでございますけれども、これは最終的には書面等で判断できるものではございませんけれども、恐らくその積算の中、例えば実際一番大変だろうと思われたのは、接続部分に関してソフト開発とかそういうものに対するリスクというのが一番大きなものだったそうでございます。その接続部分のリスク回避を図ったと。その4社におきましては、なかなかその部分は積算の中で、入札の中では発生できなかったと、そのリスクが大きかったので回避したというふうなことで伺っております。

4社が辞退して1社で入札したことの経緯につきましては、事務局長のほうからお答えします。

○議長（半田義秋） 事務局長。

○事務局長（川西 彰） 齊藤議員から1社入札のお尋ねでございます。この件につきまして、一昨年もおおむね同様の事例がございまして、そのときにもお答えしたとおり、入札条件において、入札参加者が1社になった場合は入札を執行しない旨の入札条件を付さない限り当該入札は有効であると、そういうような県の見解に従いまして、むつ市も同様の対応をとっておりまして、当組合も同様の対応をしたものであります。

以上でございます。

○議長（半田義秋） まだある、答弁漏れ。落札率。事務局長。

○事務局長（川西 彰） 失礼しました。落札率につきましても、過去そういう同様の質疑がございまして、当事務組合におきましては、予定価格の事前公表制度をとっておりませんので、予定価格を公表しないということで落札率についても申し上げることができないということでございますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（半田義秋） 7番齊藤孝昭議員。

○7番（齊藤孝昭） 前にも同じような質問をされて同じように答えたというふうなことでありましたが、この広域行政における事業の入札のやり方、金額を公表しないから幾らだかわからないと、それも教えられないというふうなやり方が果たしていいことなのかということに疑問に思っていますので、また同じことを聞かせていただきました。当然今後改善すべき事例、事項だと思いますので、本来たしか広域行政のこういう落札とかそれに関係するやり方は、むつ市に準ずるといふようなことになっていたように思いますが、それが間違いないのか。そして、その間違いないということであれば、当然それに準ずると、価格も公表する、指名競争入札で行うというふうな方法に改善すべきと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（半田義秋） 事務局長。

○事務局長（川西 彰） むつ市と本来足並みをそろえるべきというご指摘かと思えますけれども、入札の事前公表制度の運用に当たりましては、国のほう自体も、いわゆる入札の高どまり傾向等を踏まえまして、事前公表の見直しについて実は通知している経緯もございまして、それらの事情も勘案いたしまして、当然むつ市のほう、当局のほうともその辺を協議して、組合としての対応を検討してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（半田義秋） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（半田義秋） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（半田義秋） ご異議なしと認めます。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◇議案第12号

○議長（半田義秋） 次は、議案第12号 財産の取得についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（半田義秋） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（半田義秋） ご異議なしと認めます。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◇報告第1号

○議長（半田義秋） 次は、報告第1号 専決処分した事項の報告についてを議題といたします。

本案は、工事請負契約の一部変更の契約について報告するものであります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

1番横垣成年議員。

○1番（横垣成年） 1点だけお願いします。

今回の工事、1,296万円増額の変更の報告がありますが、この増額の1,296万円の内訳をちょっとお聞きしたいなど。資料では、その理由として

カーテンとか暗幕などというふうに書いてあるのですが、そういうもので1,200万円というのはちょっと高いなと思ったりもしたものですから。またこういう細かいところが当初の予算計上されなかったのかなというふうなことも含めてちょっとお聞きしたいというふうに思います。

○議長（半田義秋） 事務局長。

○事務局長（川西 彰） 横垣議員のご質問にお答えいたします。

増額1,296万円の内訳は何か、カーテン、暗幕等で1,200万円にもなるのか、当初予算には計上されていなかったのかとのお尋ねであります。まず1,296万円の内訳であります。直接工事費で約1,000万円、その他共通仮設費、現場管理費、一般管理費等消費税で約300万円となっております。直接工事費の中身は、カーテン工事です。カーテン類については、当初備品購入を予定しましたが、カーテンをつり下げするためのカーテンボックスやブドウ棚と呼ばれる舞台の上部につりものなどを支える格子状の棚の取り付け等が建築本体工事と密接に関係することから、建築本体工事に追加することとしたものであります。

カーテン類については、当初予算では工事の進捗に合わせ、平成26年度備品予算で計上する予定でしたが、今回の変更契約において、カーテン工事として建築本体工事に組めることとしたため、当該備品予算の計上はなくなりましたので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長（半田義秋） 1番横垣成年議員。

○1番（横垣成年） ということは、当該の備品に計上されていた予算が、そのまま1,200万円が横に流れたというか、そのまま予算がここに追加されたということでよろしいのかどうか、それとも当初予算は例えばカーテンとかそのぐらいですから、二、三百万の備品予算を計上されていて、それが今回1,300万円になったとか、そこら辺も含

めてちょっとお聞きしたいなど。

当初備品でやれるというふうに判断していたというふうな答弁であります。そこら辺の見込みの違いというか、結局ただレールをつけてカーテンぶら下げればいいという程度で済まそうとしたのが、なぜこういう形でとらなくてはいけなかったのかというのをもう少しちょっとお聞きしたいと。例えば火災予防の関係上ぐあい悪いとか、ただ見ばえだけでぐあい悪いとか、そこら辺も含めてちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（半田義秋） 事務局長。

○事務局長（川西 彰） お答えいたします。

当初カーテンにつきましては、備品で発注する予定でございました。と申しますのは、カーテン本体の代金、それと取り付け費用、その辺を勘案いたしまして、いわゆる財産の部分のカーテン代のほうのウエートが、占める割合が高いということで当初備品発注を予定したわけでございますけれども、そういうことで、備品については工事の進捗を勘案いたしまして、26年度でも間に合うだろうということで、26年度で計上する予定でした。ところが、いろいろ施工上、検討協議する中で、やはり先ほどお話ししたカーテンボックスとかブドウ棚、これらの取り付け工事等については、まさに建築本体のほうの工事と一体的なものであるということで、備品ではなくて、いわゆる工事備品という形で工事に含めて発注すべきと、そういう判断に至ったものですから、工事のほうに追加という形で契約をしたと。

予算のほうですけれども、先ほど来申し上げましたけれども、備品の予算については、当初26年度で計上予定でしたけれども、そういうわけで前倒しで25年度末でもって工事のほうに増額変更をかけたということなのですけれども、当該備品の予算については、ではどうなのかというふうになりますと、25年度当初、工事のほうの予算の範囲

内、枠内の中で今回の増額の変更は対応できなかったため、特に備品についてどうのこうのということはなく済んでおりますので、その辺でご理解をお願いしたいと思います。

- 議長（半田義秋） 1番横垣成年議員。
- 1番（横垣成年） ということは、金額上は特にプラ・マイ何もないということで再度確認させていただきます。
- 議長（半田義秋） 事務局長。
- 事務局長（川西 彰） 備品費については、特段予算上の動きはないということでご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

- 議長（半田義秋） ほかに質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）
- 議長（半田義秋） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
報告第1号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

◇報告第2号

- 議長（半田義秋） 次は、報告第2号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。
本案は、平成25年度下北地域広域行政事務組合一般会計補正予算について報告及び承認を求めるものであります。
これより質疑に入ります。質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）
- 議長（半田義秋） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。
本報告は承認することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 議長（半田義秋） ご異議なしと認めます。よっ

て、報告第2号は承認することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

- 議長（半田義秋） これで、本臨時会に付議された事件は、全て議了いたしました。

以上で、下北地域広域行政事務組合議会第50回臨時会を閉会いたします。

閉会 午前10時40分

署 名

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

下北地域広域行政事務組合議会議長 半 田 義 秋

下北地域広域行政事務組合議会議員 富 岡 修

下北地域広域行政事務組合議会議員 平 井 賢 一

参 考 资 料

下北地域広域行政事務組合議会第50回臨時会会期日程表

日 程	月 日	曜日	会 議 区 分	会 議 内 容
第 1 日	5月29日	木	本 会 議	開 会 ◎ 諸般の報告 第1 会議録署名議員の指名 第2 会期の決定 第3 議案一括上程、提案理由の説明 第4 議案審議（質疑、討論、採決） 閉 会

議事経過一覧表

下北地域広域行政事務組合議会（第50回臨時会）

議案番号等	件名	議決月日	審議結果
議案第10号	下北地域広域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例	5月29日	原案可決
議案第11号	工事請負契約について (消防救急デジタル無線整備工事)	5月29日	原案可決
議案第12号	財産の取得について (むつ消防署救助工作車更新)	5月29日	原案可決
報告第1号	専決処分した事項の報告について (工事請負契約の一部変更契約について)	5月29日	報告
報告第2号	専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて (平成25年度下北地域広域行政事務組合一般会計補正予算)	5月29日	承認